議題 1

教育基本計画中間見直しの考え方及びスケジュールについて

令和6年10月23日 茅ヶ崎市教育基本計画審議会 資料1

【基本的な考え方】

茅ヶ崎市教育委員会では、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、教育施策に取り組んでいます。

計画策定から約3年が経過し、本計画の策定後における社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、今後5年間で必要な施策を本計画に盛り込む必要があると考え、本計画(令和8年度改定版)を策定することとします。

中間見直しであることを踏まえ、「基本理念」「基本方針」「政策」の見直しは行わず、本計画に基づく「施策」を引き続き推進するものとします。

なお、次期教育大綱の取扱いの方針として、教育大綱と教育基本計画の連動性をより高めるとともに、本市の教育行政の方向性を市民により分かりやすいものとするため「<u>本市における教育振興基本計画で</u>ある茅ヶ崎市教育基本計画をもって、教育大綱に代える」こととする予定です。

(参考資料) 平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(抜粋)

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

①地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【茅ヶ崎市教育大綱(令和3~7年度)及び茅ヶ崎市教育基本計画(3~12年度)の構成】

茅ヶ崎市教育大綱

基本理念

学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ~豊かな人間性と自律性をはぐくむ~

基本方針

- 1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実
- 2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める 社会教育の充実
- 3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実

基本方針別重点施策

茅ヶ崎市教育基本計画

第1部 教育基本計画について

計画策定の趣旨、計画の範囲と位置づけ **基本理念、基本方針、基本方針別重点施策** 計画の体系図

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

第4部 資料編

「茅ヶ崎市教育基本計画(令和8年度改定版)(仮称)」に一本化

【計画の中間見直しの範囲及び改定に当たっての視点】

「基本理念」「基本方針」「政策」は、 中間見直しの範囲 これまでの大綱及び計画の内容を継承します。 基本理念 ▼基本方針 ▼政策 ▼施策 ○地域の教育資源を生かした学校運営【重点施策】 政策1 ○学校運営や教育課程の改善のための指導・助言 計画策定後の社会状況 基本方針1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための 〇児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT 環境の充実 の変化、国の動向(第 未来を拓く力を 授業づくりと学びを支える体制の構築 ○児童・生徒に寄り添った教育環境の充実【重点施策】 4期教育振興基本計画 学びあ はぐくむ学校教育の 政策2 の策定等)、これまで ○教職員の教育活動への支援【重点施策】 充実 の取組(令和3年度 質の高い学びを創るための教職員の ○教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供 ~)の成果及び課題を 人材育成と働きやすい環境の整備 踏まえ、「基本方針別 育ちあい 豊かな人間性と自律性をはぐくむ 重点施策 | の見直しを ○社会教育関係職員の人材育成 基本方針2 行います。 ○学びと交流を通じた地域の教育力の向上【重点施策】 政策3 ひとづくり、 ○青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進 支えあう ○情報拠点としての図書館の充実 つながりづくり、 ○家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成 地域づくりを進める 政策4 ○郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開【重点施策】 社会教育の充実 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備 ○文化財の保護・活用 茅ヶ崎の教育を創造す ○教育行政の円滑な運営 政策5 ○教育行政の点検・評価と進行管理の推進 教育的効果を高める ○教育に関する基礎研究の推進【重点施策】 教育行政の推進 基本方針3 ○学校の適正規模及び適正配置の推進 政策6 教育活動を ○教育施設の再整備【重点施策】 ○計画的な教育施設の維持保全 安全で安心な教育施設の整備 効果的に進める 教育行政の充実 ○栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進 政策7 ○中学校給食の実現【重点施策】 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備 ○児童・生徒の就学支援

○児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

【茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直し及び令和8年度改定版策定に係るスケジュール】

次期教育大綱と計画の一本化を前提に、関係各課及び小中学校代表により構成される 庁内検討会議と教育基本計画審議会を中心に、中間見直し及び改定版の策定作業を進めます。

